

福島県立医科大学附属病院職業倫理に関する方針

平成18年制定

令和6年11月改定

私たち福島県立医科大学附属病院に働くすべての職員は、次に掲げる職業倫理に従い、職責の重大性を認識し、患者さんへ適切かつ十分な医療サービスを提供するものとする。

- 1 人の生命・尊厳・権利を尊重し、すべての患者さんに平等な医療を提供します。
- 2 各々の専門性などを生かした多職種によるチームで、安心・安全で良質な医療を提供します。
- 3 患者さんの意思・情報提供を受ける権利・自己決定の権利を尊重します。
- 4 患者さんのプライバシーを尊重し、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努めます。
- 5 自己の責任と能力を的確に認識し、自らの責務を果たします。
- 6 生涯学習による能力・知識・技術の維持・開発に努めます。
- 7 医療サービスの提供、社会的活動への協力・情報発信を通して社会に貢献します。